

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると市長が認める者
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。